

墨田区障害者生活介護施設の管理運営等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 すみだ福祉保健センター条例（平成元年墨田区条例第19号）第3条第2項及びすみだステップハウスおおぞら条例（平成21年墨田区条例第 号）第3条第2項の規定に基づき、障害者生活介護施設（以下「生活介護施設」という。）の管理運営等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（名称等）</p> <p>第2条 <u>すみだ福祉保健センター条例第3条第1項第2号の規定により設置する生活介護施設</u>の名称は、すみだ福祉保健センターはばたき福祉園とする。</p> <p>2. <u>すみだステップハウスおおぞら条例第3条第1項第2号の規定により設置する生活介護施設</u>の名称は、すみだステップハウスおおぞらひだまりとする。</p> <p>3. 生活介護施設は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第6項に規定する生活介護に関する事業（以下「生活介護事業」という。）を行う。</p> <p>4. 生活介護施設は、通所施設とする。</p> <p>（利用時間）</p> <p>第4条 生活介護施設の利用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、指定管理者（すみだ福祉保健センター条例第15条及びすみだステップハウスおおぞら条例第4条の規定により業務を行わせる者をいう。以下同じ。）が特に必要があると認めるときは、区長の承認を得て、これを変更することができる。</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第1条 すみだ福祉保健センター条例（平成元年墨田区条例第19号）第3条第2項の規定に基づき、障害者生活介護施設（以下「生活介護施設」という。）の管理運営等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>〔同左〕</p> <p>第2条 <u>生活介護施設</u>の名称は、すみだ福祉保健センターはばたき福祉園とする。</p> <p>〔新設〕</p> <p>2. 〔同左〕</p> <p>3. 〔同左〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第4条 生活介護施設の利用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、指定管理者（すみだ福祉保健センター条例第15条の規定により業務を行わせる者をいう。以下同じ。）が特に必要があると認めるときは、区長の承認を得て、これを変更することができる。</p>

付 則

- この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の第7条第1項の規定による契約の締結その他生活介護事業の利用に係る必要な手続、準備行為等（すみだステップハウスおおぞらひだまりに係るものに限る。）は、施行日前においても、この条例の規定の例により行うことができる。